

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和 7 年 7 月 15 日			
神戸市長 宛			
提出者 住 所 神戸市北区道場町生野780			
氏 名 (法人にあつては名称及び代表者氏名) 神戸市水道局 千苺浄水事務所 永里 忠裕			
電話番号 078-985-2438			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和 6 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称		69J0501015 神戸市水道局 千苺浄水事務所	
事業場の所在地		神戸市北区道場町生野780	
事業の種類		3611 上水事業	
産業廃棄物処理計画における計画期間		令和6年4月1日から 令和7年3月31日	
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	11,400 t	全処理委託量	650 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	540 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	10,800 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
※事務処理欄			

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：0200 汚泥)

事業者コード：69J0501015

地域コード：11(神戸)

(事業者コード(28Jで始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。)

不要物等発生量

有償物量

排出量

①6,341

(単位:t)

②自ら直接再生利用した量

0

③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量

0

④自ら中間処理した量

6,341

④のうち熱回収を行った量

⑤0

⑥自ら中間処理した後の残さ量

594

⑦自ら中間処理により減量した量

5,747

⑧自ら中間処理した後再生利用した量

0

⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

0

⑩直接及び自ら中間処理した後の処理委託量

594

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量

⑪0

⑩のうち再生利用業者への処理委託量

⑫468

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量

⑬0

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

⑭0

⑩のうち最終処分した量

⑮126

⑯委託中間処理後の再生利用量(⑬-⑭):

0

⑩のうち最終処分した量

⑮126

⑯委託中間処理後の再生利用量(⑬-⑭):

0

項目

実績値

①排出量

6,341

②+⑧自ら再生利用を行った量

0

⑤自ら熱回収を行った量

0

⑦自ら中間処理により減量した量

5,747

③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量

0

⑩全処理委託量

594

⑪優良認定処理業者への処理委託量

0

⑫再生利用業者への処理委託量

468

⑬熱回収認定業者への処理委託量

0

⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

0

直接中間処理委託量

⑯0

直接委託中間処理後の残さ量

⑮0

直接最終処分委託量

⑰0

直接委託中間処理後の最終処分量

⑱0

⑩のうち最終処分した量

⑮126

⑯委託中間処理後の再生利用量(⑬-⑭):

0

第2面

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときには、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。